

第34回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年6月21日  
 告示番号 第6号  
 会議年月日 平成30年6月25日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 岩 渕 道 明  
 企画係長 千 葉 奈津枝  
 主任主事 西 卷 孝 志

本日の案件 第34回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時38分

議 長	<p>本日の出席委員は43名であります。                  定足数に達しておりますので、第34回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、5番 千葉 ひろあき 委員、24番 佐藤 徹 委員より欠席する旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に25番 佐藤 多賀幸 委員、26番 千田 幹雄 委員を指名いたします。                  書記には、千葉係長、西卷主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。                  「報告第82号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>それでは、1ページをお開き願います。                  報告第82号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年6月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から11ページの第15号までの15件、15名の方からの相続による届け出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第82号」の説明を終わります。

この際、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第82号の質疑を終わります。

次に、「報告第83号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

それでは、12ページをお開き願います。

報告第83号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出であります。記載の第1号から第5号までの5件、6筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも、届け出の内容について通知しており

議 長  
議 長  
局 長

ます。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分5件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第83号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第83号の質疑を終わります。

次に、「議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

13ページをご覧ください。

議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件でございます。

13ページから14ページをご覧ください。

第1号については、譲渡人と譲受人は同一世帯の親子であり、父から後継者である子に農地を一括で贈与し、経営の安定を図るものであります。

第2号については、貸付人が労力不足にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸期間は、記載のとおり平成34年12月31日までの4年6か月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第3号については、これまで賃貸借契約により耕作していた譲受人が合意解約し、経営規模拡大のため譲渡人から売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

第4号についても第3号と同様、賃貸借契約していたものを解約し、譲受人が経営規模拡大のため譲渡人から売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲受人が経営規模拡大のため譲渡人から売買により取得しようとするものでありますが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、実際の売買が行われたのは昭和34年頃ということであります。

売買金額は、記載のとおりとなっております。

これまで所有権移転登記を行っておらず、実質的な管理は譲受人が行ってきておりましたが、基盤整備事業が入ることになり、真正な登記名義に変更する必要が生じたため今回の申請となったものであります。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第6号については、譲渡人が遠隔地に居住しているため維持管理できない状態にあり、これまでは賃貸借契約により譲受人の父が耕作しておりましたが、それを合意解約し、新たに譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであります。

なお、売買金額は、記載のとおりとなっております。

以上6件は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第243号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

13番  
齋藤憲子委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、一関地域、報告いたします。

現地調査日、平成30年6月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐々木 守美 委員、佐々木 久吉 委員と齋藤、事務局職員 岩淵局長補佐、阿部主任主事、千葉主任でございます。

報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番  
小山浩委員

室根地域、調査日は6月11日、午後1時30分より、千葉委員、私 小山と、それから岩淵局長補佐と室根支所の土屋産業経済課主任主事です。

第6号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長 以上です。  
ありがとうございました。  
以上で現地調査の結果についての報告を終わります。  
審議願います。  
(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。  
「議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
対する可否について」を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手全員です。  
よって、「議案第243号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可  
申請に対する意見について」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 16ページをお開き願います。  
議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対  
する意見についての議案の内容についてご説明いたします。  
次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提  
出がありましたので、可否について意見を求めるものでございま  
す。  
本議案に係る申請は3件で、花泉地域が1件、藤沢地域が2件  
でございます。  
第1号は、申請人が自己住宅を建築したいので転用申請するも  
のでございます。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
申請者は、平成27年10月に居宅を改築したところですがけれど  
も、南側が崖地であり、通路及び駐車場を確保するため、北側に  
建築位置を後退させたところ、建物の一部が農地にまたがること  
となったものでございます。  
建築後金融機関の融資審査を受けたことによりこのことが発覚  
し、今回、追認申請するものでございます。  
申請地は、自宅の隣接地であり、農作業や周辺農地に及ぼす影  
響はなく、事前に申請があれば許可になったものと考えられ、地  
目の確認不足と思ひ込みにより、このようになったことを反省し

て、顛末書の提出がありました。

第2号ですが、申請人が太陽光発電パネルを設置したいので、畑7,119㎡のうち3,659㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、申請人が同じく太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、一関市役所藤沢支所から西に300m以内の約260mの位置に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第244号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

12番

猪股恭一委員

まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第4条現地調査報告書、花泉地域でございます。

現地調査日、平成30年6月11日、午前9時より、調査員 渋谷委員、皆川委員、猪股、そして事務局職員 阿部主任主事、支所職員 藤江産業経済課主任主事でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請人が自己住宅を建築した際に、畑の一部が転用部分に入っていたため申請するものであり、排水は建築時に合併浄化槽を設置したことから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

15番

千葉正紀委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第4条の現地調査報告をいたします。

現地調査日は平成30年6月11日、午後1時半より、現地調査員、農業委員として千葉 ひろあき 委員、畠山 信吾 委員、そして私 千葉でございます。

事務局職員は阿部主任主事、支所職員は佐藤産業経済課主事でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

		結果、下記のとおり報告いたします。
		第2号、第3号とも申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に問題はないと見てきました。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果の報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	ありがとうございました。
		満場です。
		よって、「議案第244号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		17ページをお開き願います。
		議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は18件で、一関地域が5件、花泉地域が6件、千厩地域が1件、東山地域が1件、室根地域が1件、川崎地域が1件、藤沢地域が3件となっております。
		第1号でございますけれども、借受人がガス工事に伴う発生土の置き場として利用したいので、一時転用申請するものでございます。
		期間は、許可日から3年間でございます。
		農地区分は、第2種農地と判断いたしました。
		なお、事業完了後は速やかに農地に復旧することから転用に問

題はないと考えます。

それから第2号ですが、譲受人が自然観察場を整備したいので転用申請するものでございます。

これにつきましては、議案第245号第2号資料というのも作成してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。

譲受人ですが、宗教法人の住職をしている方で、申請地を含む約5.1haの土地で自然を再生する事業を行おうとするものでございます。

申請地は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」において、「久保川イーハトーブ世界」として選定された地域内に存在するものでございます。

また、久保川イーハトーブ自然再生事業活動を行っている譲受人の拠点から北東に約1.1kmの位置にあることから、現在行っている事業と関連させることが可能と見込まれ、申請地を選定したものでございます。

この事業の内容でございますけれども、簡単にお話しさせていただきますけれども、まず1つ目は、この事業エリア内でミツバチの集蜜を研究するため、花木や草花を植栽するものでございます。

これにつきましては、付属の添付資料を用意してございまして、その資料を見ますと、ミツバチ観測地というところがありますけれども、この辺から下のほうでミツバチの集蜜に係る再生を行おうと計画しているようでございます。

それで、ここにはミツバチの群れを3つ設置する予定ということでございまして、1つの群れで約6,000㎡必要ということから、このミツバチの集蜜に必要な面積は大体1.8haほど必要になるというようなことでございます。

それから、2つ目の事業となりますけれども、水辺生物の再生敷地の整備ということでございます。

これにつきましては、このミツバチ観測地の上のほうに、水辺生物再生敷地というようなことで書いてございますけれども、そこに浅い水深の池をつくって、アカトンボやヘイケボタル、それからあとはメダカやカエル、ゲンゴロウなどの復活を促すというようなことの計画でございます。

それから3目につきましては、この水辺生物再生敷地の右側



のほうに駐車場・管理棟ということで書いてございますけれども、この場所の整備ということになります、ここにつきましては都市住民や地域の小学生などを対象とした自然観察会等を行い、地域内外との交流を行うため、駐車場や管理棟を整備する計画ということでございます。

なお、農地以外の山林やため池などがありますけれども、これにつきましては、現状のまま利用するという計画でございます。

それから18ページをお開き願います。

第3号ですが、譲受人が現在借家住まいで、実家の近くに自己住宅を建築したいので、父から贈与を受けて転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第4号につきましても、譲受人が借家住まいということで自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

これにつきましても農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第5号ですけれども、譲受人が集合住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

それから第6号でございますが、譲受人が資材置き場及び重機駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第1種農地と判断いたしましたが、不許可の例外により、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないことから許可相当と判断いたしました。

第7号は、借受人が駐車場として利用したいので、妻から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、JR東北本線花泉駅から南東に300m以内の約200mの位置に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

それから第8号でございますが、譲受人が結婚を機会に自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

20ページをお開き願います。

第9号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第10号と第11号ですが、関連がありますので一緒に説明させていただきますが、第10号は譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

また、第11号は、譲受人は共有ということになりますけれども、宅地、それから農地への進入路としてそれぞれ利用したいということから共有にしたものでございますが、その進入路として整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

それから第12号は、借受人が自己住宅を建築したいので、父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第13号は、借受人が、今まで借りていた駐車場があるのですが、そこが手狭となったことから返還し、申請地を社員用駐車場として利用したいので、田2,012㎡のうち330.52㎡を賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第14号でございますけれども、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

それから22ページをお開き願います。

第15号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第16号でございますが、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第17号も同じでございますが、太陽光発電パネルを設置したいので賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

それから第18号ですが、借受人が採石場への仮設道路及び碎石車両待機スペースとして利用したいので、賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は許可日から1年間ということでございます。

農地区分は、第2種農地と判断しております。

なお、事業完了後は速やかに農地に復旧することから転用に問

議 長  
13番  
齋藤憲子委員

題はないと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第245号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告、一関地域でございます。

現地調査日、調査員は3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターから南西に約1.9kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南・北側が宅地となっております。

申請人が、ガス工事に伴う発生土置き場として一時的に利用する計画であります。

排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はありません。

第2号、申請地は、一関インターから西に約9.1kmの位置にあり、周囲は東・西側が水路・農地及び山林、南側が山林、北側が水路となっております。

申請人が自然観察場を整備する計画であり、管理棟における排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第3号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約1.5kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西・南側が市道、北側が農地及び雑種地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第4号、申請地は、一関市役所から北東に約3.1kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西側が農地、南側が市道、北側が農地及びため池となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の

議 長  
12番  
猪股恭一委員

設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第5号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1kmの位置にあり、周囲は東・北側が宅地、西側が農地、南側が市道となっております。

申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、調査員は4条と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、JR清水原駅から北に900mの位置にあり、周囲は東・南側が水路、西側が雑種地、北側が農地となっております。

申請人が資材置き場及び重機駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はありません。

第7号、申請地は、JR花泉駅から北西に約200mの位置にあり、周囲は東・南・北側が宅地、西側が公衆用道路となっております。

申請人が駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はありません。

第8号、申請地は、JR花泉駅から北西に約1.2kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が市道、北側が雑種地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第9号、申請地は、JR花泉駅から北側に約500mの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が原野、南側が宅地、北側が田及び原野となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第10、第11号、申請地は、JR花泉駅から北西に約400mの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が宅地及び農地、南側が農地、

議 長  
14番  
佐藤繁委員

北側が宅地となっております。

申請人が自己住宅の建築及び進入路の整備をする計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成30年6月11日、月曜日、午前10時半から、現地調査員は農業委員 千葉委員、藤野委員、そして私 佐藤です。

事務局職員、岩渕局長補佐、支所職員 畠山産業経済課主査、報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果について報告いたします。

申請地は、JR千厩駅から北西に約2kmの位置にあり、周囲は東側及び西側が農地、南側が市道、北側が雑種地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われれます。

以上です。

議 長  
37番  
佐藤修委員

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、東山地域でございます。

現地調査日は平成30年6月13日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千葉、吉田、私 佐藤です。

支所職員 菅原産業経済課課長と同行いたしました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請地はJR狛鼻溪駅から北西へ約50mの位置にあり、周囲は東側が市道、西及び南側が農地、北側が駐車場となっております。

申請人が社員用の駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番  
小山浩委員

調査日、調査員は3条と同じです。

報告内容、第14号、申請地は、室根支所から南東に約430mの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が山林、北側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

30番  
遠藤勝幸委員

農地法第5条、川崎地域、現地調査報告をいたします。

調査日、平成30年6月11日、午前9時より、農業委員 伊藤委員、私 遠藤です。

事務局職員については岩淵局長補佐、支所職員 菅原産業経済課課長補佐。

第15号、申請地は、川崎支所から東に約2.3kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西・北側が宅地、南側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番  
千葉正紀委員

藤沢地域の農地法5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日と調査員は4条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地調査を行った結果を報告いたします。

第16号、申請地は、藤沢支所から北西に約2.4kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が農地、南側が道となっております。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はありません。

第17号、申請地は藤沢支所から西に約2.4kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が山林、南側が県道となっております。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はありません。

議 長  
34番  
石川誠司委員

第18号、申請地は、藤沢支所から南東に約9.7kmの位置にあり、周囲は東側が公衆用道路、西側が宅地、南側が国道、北側が農地、墓地及び山林となっております。

申請人が申請地の北東で土砂岩石採取を行うため、仮設道路及び採石車両待機スペースとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われました。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

審議願います。

17ページの2号でございます。

この知勝院、宗教法人と書いてございますが、そこで自然観察場を整備したい、ミツバチを飼いたいということですが、この間、夕方、テレビを見ておりましたら、静岡県からずっと岩手県まで、洋蜂、要するにニホンミツバチではない蜂にほとんどやられてしまったということでした。

なぜやられたのかわからないそうです。

大学などでも聞かれてもわからないそうです。

ただ、農林水産省が死骸を持っていけば調べると、大学にもその死骸がないから調べることができないということでしたけれども、テレビをずっと見ておきますと、要するに農家がカメムシ用の殺虫剤を散布したのが効いているのではないかという、クエスチョンマークでした。

そのミツバチの死骸がないのは、恐らくミツバチが持っているレーダーが狂ってしまって自分の巣に帰ってこられないのだと、そういうようなことをテレビで見ましたけれども、この知勝院はそういうことをやろうとしているのか、いろいろなことが感じられますけれども、私も昔、ニホンミツバチを飼ったことがありますけれども、要するにカメムシ用の殺虫剤では死なないようです。

ただ、一番恐いのは、熊にやられるのが一番恐かったということで今は全くやっていませんけれども、周囲の人から聞いてもほとんどは熊にやられてしまうということでしたけれども、このモニタリングというのは個人でこのぐらいの設備でもやることのできるのかと、岩手大学などの国の機関でもよくわからないという

局長補佐

ことですが、農家のためにやってくればありがたいのですけれども、もう少しこれを細かく説明書きがありましたら教えてほしいと思って質問しました。

事務局のほうに出ている計画書を見ますと、ニホンミツバチの研究というか、そういうことをやろうとしているようでございます。

それで、熊とか、そういうようなものの対策というのは特にこれには書いていないのですが、研究というのは東京大学や中央大学など、そういうような大学院の関係者が来て一緒に研究しているというようなことになっているようでございます。

熊についてはわからないのですけれども、一応研究をするという形で行おうとしているようでございます。

ミツバチは今のところ、3箱というか、群としては3群で、3群を置くというような計画をしているようでございます。

議長  
34番  
石川誠司委員

よろしいですか。

もちろん、東京大学や中央大学の方々の研究した結果が、一関市内など日本全国のこのような農家のために生かされるのではないかと期待しておりますので、そういう研究をしたのは、やはり我々にも伝えてほしいというのが希望でございます。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第245号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第246号でございますが、24ページをお開き願います。

議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。



一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

26ページをお開き願います。

本議案に係る申請ですが、利用権貸借が19件、所有権移転が2件、農地中間管理機構に係る貸借で集団案件が1件でございます。

初めに利用権貸借でございますけれども、第1号から29ページの第6号までですが、これは一関地域に係る申請でございます。

それから第7号から34ページの第15号までの9件ですが、花泉地域に係る申請でございます。

それから第16号は大東地域、それから第17号は室根地域に係る申請となっております。

35ページをお開き願います。

第18号と第19号は、藤沢地域に係る申請でございます。

それから所有権移転でございますけれども、36ページになりますが、第1号と第2号ですが、一関地域に係る申請でございます。

それから37ページをお開き願います。

この第1号ですが、藤沢地域に係る申請ということになってございます。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第246号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

質疑がないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定について」

		を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第246号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第247号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		38ページをお開き願います。
		議案第247号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は3件で、一関地域、室根地域、川崎地域が各1件でございます。
		申請の内容は記載のとおりでございますのでご覧願います。
		いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第247号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。
		まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
13番		適用外現地調査、一関地域の報告をいたします。
齋藤憲子委員		調査日、調査員は3条と同様ですので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。
		第1号、申請地は、一関インターから南に2.3kmの位置にあり、周囲は東・西側が市道、南側が農地、北側が水路となっております。
		平成8年ごろからゲートボール場として貸していたため、既に農地性は失われています。
		以上です。
議	長	ご苦労さまでした。
		次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番  
小山浩委員

調査日、調査員は3条と同じです。  
内容を報告いたします。

申請地は、室根支所から南に約12kmの位置にあり、周囲は東・西・南・北側とも山林となっております。

30年前に豚舎と倉庫を建築し、隣接する自宅敷地と一体利用していましたが、現在は自宅、豚舎及び倉庫は取り壊されており、長年農地として利用されていなかったため、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

30番  
遠藤勝幸委員

適用外、川崎地域、現地調査報告を行います。

調査日、調査員は5条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請地は、川崎支所から東に4.6kmの位置にあり、周囲は薄衣字滝野50-2が東・西・南・北とも雑種地、現況は一部駐車場となっております。

薄衣字滝野56-1が東・南側が雑種地、西側が山林、北側が宅地となっております、薄衣字滝野56-2が東・北側が原野、西側が山林、南側が宅地となっております。

平成2年ごろに、薄衣字滝野50-2、56-1は国道284号線改良工事の残土捨て場として提供し、その後宅地及び駐車場として利用していました。

また、薄衣字滝野56-2は、耕作管理できず山林化しており、3筆とも既に農地性は失われています。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第247号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議  
議

長  
長

(挙手満場)  
挙手満場です。  
よって、「議案第247号」を可と決めます。  
以上で議案審議が終了いたしました。  
第34回一関市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。  
(午後2時42分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員